

第1章 計画の基本的事項

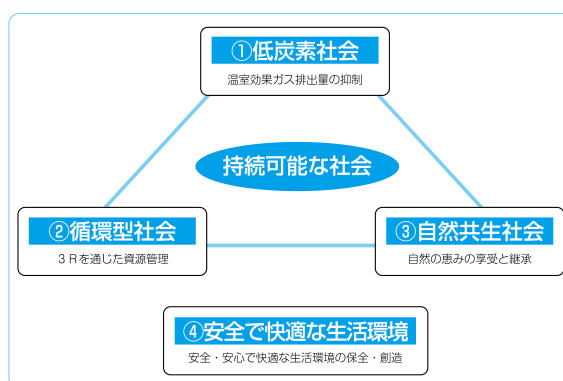
1. 計画策定の背景

本市は有明海やその広大な干潟、緑川や浜戸川、大岳や白山をはじめとした宇土半島の山や川等、豊かな自然に恵まれるとともに、交通の要衝の地として、古くから政治・文化の中心地として栄えてきました。現在も県内の主要な幹線道路や鉄道が集中し、県庁を有する熊本市に隣接していることから、宅地開発や産業の集積が進められ世帯数は増加傾向にありますが、人口は平成16年度をピークに減少傾向にあります。

本市では、平成14年3月に宇土市環境基本条例を定め、平成16年3月に第1次環境基本計画（平成16年度から平成25年度）、平成26年3月に第2次環境基本計画（平成26年度から平成30年度）を策定しました。

平成26年の第2次環境基本計画策定以降、地球規模では環境の危機を反映し、持続可能な開発目標（SDGs*）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」やパリ協定の採択など、世界を巻き込む国際的合意が立て続けになされました。

国においても、平成30年5月にこのSDGsを踏まえた「第五次環境基本計画」が閣議決定されました。この中では、科学技術も最大限に活用しながら、経済成長を続けつつ、環境への負荷を最小限にとどめ、健全な物質・生命の「循環」を実現するとともに、健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との「共生」や地域間の「共生」を図り、これらの取組を含め「低炭素」をも実現することが重要であり、このような循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）が我々が目指すべき持続可能な社会の姿であるとされています。県においては、平成23年に第三次熊本県環境基本指針が策定され、平成28年に第五次熊本県環境基本計画が策定されました。この中で目指すべき姿として「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」「安全で快適な生活環境」の4つが位置付けられています。



出典：第三次熊本県環境基本指針

環境を取り巻く状況については、循環型社会への移行、気候変動やエネルギー問題等大きく変化してきました。再生可能エネルギーへの転換、ハイブリッドカーや電気自動車などのエコカーの普及、生物多様性の問題等めまぐるしく変化しました。

その中で、宇土市環境基本条例において掲げている持続可能な社会を実現するためには、市、市民、事業者及び民間団体が一体となって、本市の将来あるべき姿を目指して、環境・経済・社会の統合的な視点から計画的に取組みを進めていく必要があります。

また、宇土市では平成30年度で満了期間を迎える第5次宇土市総合計画に代わる第6次宇土市総合計画の策定を行っており、平成28年に発生した熊本地震からの早期の創造的復興が掲げられています。

そのような観点から、第3次計画の策定では第2次宇土市環境基本計画の方針をベースに、新たな取り組みや震災からの復興等を盛り込み、新たな課題に対応する施策を追加しようとするものです。近年の状況や市民意識の変化を踏まえ、現状に合わせた形で見直しを行います。

宇土市環境基本条例の基本理念（条例第3条）

- 1 環境創造都市づくりは、市、事業者及び市民がそれぞれの責務を自覚し、相互に協力して、豊かで快適な環境を保全するとともに、持続的に発展することができる社会を構築することを目的として行わなければならない。
- 2 市の環境政策は、市民が健康で安全かつ文化的な環境を享受する権利の実現を図るとともに、生活を営む上で必要とする豊かで快適な環境を確保し、将来の世代へ引き継いで行くことを目的として行わなければならない。
- 3 市の施策は、環境政策を基底として、これを最大限に尊重して行うものとする。

2. 計画の役割

本計画は、環境行政の指針となるもので、次のような役割を果たすことができるように構成されています。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期目標及び総合的な施策の大綱を明らかにします。
- (2) 宇土市総合計画等の先行諸計画について、環境の保全と創造に関する視点から推進するために必要な基本の方針を明らかにします。
- (3) 環境の保全及び創造に関する施策を、市、市民、事業者及び民間団体がそれぞれの役割のもとで協力して取り組んでいくことができるように、宇土市環境基本条例で定められた市、市民及び事業者それぞれの役割に基づき、具体的目標毎に、民間団体を含めた各主体の行動例を示します。
- (4) 計画の推進体制や環境の保全及び創造に関する諸施策の到達水準を明らかにする等環境基本計画の進行管理の体系を示します。

～市町村に期待される役割～

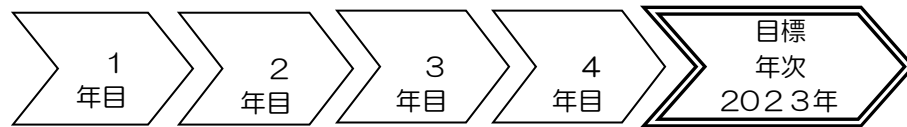
環境問題への取組は、地域の特性・実情に応じて進めることが大切です。市町村においては、地域住民に最も身近な行政主体として、住民、団体、事業者などの活動を促進し、また、地域に応じた環境施策を講じたり、国、熊本県に施策提案するとともに、自らも事業者・消費者として環境保全活動を率先して実行することなどが求められます。

出典：第三次熊本県環境基本指針

3. 計画の期間

本計画の期間は、平成31年度（2019年度）を初年度として、平成35年度（2023年度）を目標年度とする5年間とします。

環境施策の進捗状況を評価し、達成済みの数値目標等については適宜見直しを行います。また、社会的な情勢の変化や科学的知見の向上等を踏まえた見直しも、必要に応じて行います。



4. 対象とする環境の範囲

本計画において対象とする環境の範囲は、生活環境、自然環境、快適環境、地球環境、環境負荷・物質循環としています。

- (1)生活環境…大気汚染，水質汚濁，土壌汚染，騒音・振動，地盤沈下，悪臭 など
- (2)自然環境…動物，植物，生態系，森林・農地・河川・海洋・池沼，自然との共生 など
- (3)快適環境…公園・緑地・親水空間，都市景観，歴史的・文化的遺産，利用者にやさしい公共施設 など
- (4)地球環境…地球温暖化，オゾン層破壊，海洋汚染，酸性雨 など
- (5)環境負荷・物質循環…廃棄物，リデュース・リユース・リサイクルなど

5. 計画の位置付け

本計画は、宇土市総合計画を環境面から実現するための計画であるとともに、豊かで快適な環境の保全及び創造に関する最も基本となる計画です。総合計画の見直しをはじめ、市が行うすべての施策の策定や実施に当たっては、本計画との整合を図るものとします。

6. 計画の対象地域

本計画は、宇土市全域を対象範囲とします。

また、広域的な観点かを考慮して、生活圏や文化圏が密接に関わる周辺自治体や、緑川流域並びに有明海沿岸域の自治体との広域的な連携を図ります。

7. 計画の構成

本計画の構成概要は、以下のとおりです。

◆第3次宇土市環境基本計画の構成

